

令和8年1月30日公表

令和8年4月1日改定

令和8年5月18日改定

令和8年8月3日改定

飲食料品等事業者等の努力義務に関する Q&A

目 次

1 飲食料品等事業者等の努力義務（法第 36 条柱書）

問 1	「飲食料品等」とは具体的にどのようなものか。	1
問 2	「飲食料品等」に調味料は含まれるのか。	1
問 3	「飲食料品等」に家畜は含まれるのか。	2
問 4	「飲食料品等」に輸入食品は含まれるのか。	2
問 5	「飲食料品等事業者等」とは具体的にどのような者か。	2
問 6	「飲食料品等の売買その他の取引」とは具体的にどのようなことか。 . . .	2

2 取引条件に係る誠実協議（法第 36 条第 1 号）

問 7	「飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由」とは具体的にどのようなことか。	3
問 8	「取引条件」とは具体的にどのようなことか。	3
問 9	「協議の申出」は書面で行う必要があるのか。	3
	（1）協議の速やかな開始（規則第 25 条第 1 号イ）	3
問 10	「協議」とはどのような意味か。	3
問 11	「速やかに当該協議に応ずる」とはどのような意味か。	4
問 12	「適切な頻度」とはどのような意味か。	4
問 13	努力義務違反となり得る事例として、どのようなものがあるか。	4
	（2）資料の尊重（規則第 25 条第 1 号ロ）	5
問 14	「取引条件に関する具体的な根拠となる資料」とはどのようなものか。	5
問 15	「合理的な根拠があるものとして尊重する」とはどのような意味か。	5
問 16	努力義務違反となり得る事例として、どのようなものがあるか。	5
	（3）一方的な決定の禁止（規則第 25 条第 1 号ハ）	6
問 17	「一方的に決定する」とはどのような意味か。	6
問 18	努力義務違反となり得る事例として、どのようなものがあるか。	6

3 商慣習等に係る検討・協力（法第 36 条第 2 号）

問 19	「飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案」にはどのようなものが含まれるか。	7
問 20	「提案」は書面で行う必要があるのか。	7

(4) 持続的な供給に資する取組の提案の速やかな検討及び協力（規則第 25 条第 2 号）	7
問 21 「速やかに必要な検討を行う」とはどのような意味か。	8
問 22 「速やかに必要な協力を行う」とはどのような意味か。	8
問 23 努力義務違反となり得る事例として、どのようなものがあるか。	8
4 共通事項	
(5) 協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止（規則第 25 条第 3 号イ）	8
問 24 「協議の申出等のみを理由として、…不利益な取扱いを行わないこと」とはどのような意味か。	9
問 25 努力義務違反となり得る事例として、どのようなものがあるか。	9
(6) 協議の申出等の検討結果の説明（規則第 25 条第 3 号ロ）	9
問 26 「検討結果及びその理由の説明」とはどのような意味か。	9
問 27 「その他必要な情報の提供」とはどのような意味か。	9
問 28 努力義務違反となり得る事例として、どのようなものがあるか。	9
5 その他	
問 29 コスト指標を下回る価格で取引が行われた場合、フードGメンによる指導・助言等の対象になるのか。	10

飲食料品等事業者等の努力義務に関するQ&A

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第36条に規定する飲食料品等事業者等の努力義務及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号。以下「規則」という。）第25条各号に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を踏まえ、飲食料品等事業者等がどのような行為を実施すべきかの判断の参考として、以下にQ&Aを規定する。ただし、このQ&Aで示す事例については代表的なものであって、これら以外は問題とならないということではない点に留意が必要である。

1 飲食料品等事業者等の努力義務（法第36条柱書）

飲食料品等事業者等は、①飲食料品等事業者等との②飲食料品等の売買その他の取引において、③以下に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない（「飲食料品等事業者等」については、問5を参照。）。

ア 取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること（法第36条第1号。「取引条件」については問8を参照。）

イ アのほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと（法第36条第2号。「飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案」については問19を参照。）

問1 「飲食料品等」とは具体的にどのようなものか。

食品等のうち、飲食料品及びその原料又は材料として使用されるもの（農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。）である（法第2条第10項）。具体的には、①飲食料品（主にそのまま又は調理して食べるもの）及び②その原料又は材料として使用されるもの（農林水産物由来に限る。）である。

問2 「飲食料品等」に調味料は含まれるのか。

砂糖、塩、酢、しょうゆ、味噌といった一般的に流通している調味料は、「飲食料品等」に該当する。

【参考：その他「飲食料品等」に含まれるか否かが問題となるものの例】

サプリメント：医薬品（医薬部外品を含む。）ではなく、健康食品であれば「飲食料品等」に該当する。

真珠やカイコ繭：食用のパールパウダーや食用のシルクパウダーの原料としての真珠やカイコ繭は、農林水産物を原料として製造したものであるため、「飲食料品等」に該当する。

食品添加物：食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物については、「飲食料品等」に該当する。

問3 「飲食料品等」に家畜は含まれるのか。

牛、豚、鶏等の家畜、家きんについても、食用に供することを目的として取引をする場合には、飲食料品である肉類の原料又は材料となるものとして、「飲食料品等」に該当する。

問4 「飲食料品等」に輸入食品は含まれるのか。

輸入食品についても、国内において国産の飲食料品等と同様に流通する場合には、「飲食料品等」に該当する。

この場合、輸入食品を取り扱う飲食料品等事業者等同士（例：輸入事業者と食品卸・小売間）の取引については、原則として法第36条の努力義務が課されるが、輸入事業者と海外の取引相手（サプライヤー）との間の取引には、国内法である食料システム法が適用されないことから、法第36条の努力義務は課されない。

問5 「飲食料品等事業者等」とは具体的にどのような者か。

飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者（※1）及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者（※2）のことである（法第33条第3項）。生産、製造、加工、流通又は販売の事業を行う者とは、営利の目的を持っているかどうかは問わず、外形的に生産、製造、加工、流通又は販売を反復継続して行う者が該当する（なお、ある期間継続する意図をもって計画的に行われる限り、当該計画に属する最初の行為についても法第36条の努力義務が課されることとなる。）。

流通の事業を行う者とは、具体的には、食品等の集荷及び卸売を行う者などが該当する。

販売の事業を行う者とは、具体的には、小売・外食業者などが該当する。

（※1） 食品等事業者：食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者（法第2条第2項）

（※2） 農林漁業者：農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）（法第2条第3項）

問6 「飲食料品等の売買その他の取引」とは具体的にどのようなことか。

当事者の一方が飲食料品等に係る所有権を相手方に移転し、相手方がその代価を支払うことを約束する売買契約のほか、委託販売（飲食料品等の所有権を保持したまま他者に販売業務を代行してもらうこと）、製造委託（他の事業者に対し、給付に係る仕様、内容等を指定して物品等の製造（加工を含む。）を委託すること）などの飲食料品等そのものについて当事者間で取引条件の協議を行う取引又は飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案が想定される取引が該当する。

なお、競り取引・入札取引は一般的に売買の一種であるが、当事者間で取引条件の協議の余地がないため、取引条件に係る誠実協議の努力義務に対する措置の対象となり得ない。また、あらかじめ設定されている取引条件に対して、自由な意思に基づきその取引形態を利用する場合には、一般的に、当該取引条件に合意しているものと考えられる。

2 取引条件に係る誠実協議（法第36条第1号）

飲食料品等事業者等は、「取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずる」（以下「取引条件に係る誠実協議」という。）よう努めなければならない。

なお、「取引条件に係る誠実協議」を適確に実施しているかについては、「速やかに協議に応じているか」、「協議の申出のみを理由とした不利益な取扱いをしていないか」等の規則第25条第1号及び第3号に掲げられた項目に基づいて判断することとしており、具体的には、後述の2（1）から（3）まで並びに4（5）及び（6）の判断基準を定めている。

問7 「飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由」とは具体的にどのようなことか。

飲食料品等の持続的な供給に要する費用とは、1次製品の生産、食品の製造、流通及び販売の各段階にかかる費用等をいう。

また、持続的な供給を図るために考慮を求める事由とは、取引条件について、従前のままでは飲食料品等の持続的な供給に影響が出る可能性がある場合における、取引条件の決定に当たり考慮を要する事柄・背景事情（例えば、人件費や燃料費等のコストが上昇していること等）などをいう。

問8 「取引条件」とは具体的にどのようなことか。

協議の申出者が示す持続的な供給に要する費用や考慮を求める事由を基にした希望する取引価格、取引数量、納品期日、納品頻度等及びそれらの変更時期などのことをいう。

問9 「協議の申出」は書面で行う必要があるのか。

「協議の申出」について特に方式の定めはなく、書面に限らず、口頭で行われたとしても協議の申出があったものとして扱われるが、協議の申出を行ったことが記録に残るよう、書面（電磁的記録を含む。）で行うことが望ましい。

（1）協議の速やかな開始（規則第25条第1号イ）

規則第25条第1号イは、取引条件に係る誠実協議に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項として、飲食料品等事業者等は、「速やかに当該協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行う」ことにより、法第36条第1号に掲げる措置を講ずるものとする定めている。

問10 「協議」とはどのような意味か。

取引条件について取引の相手方から申出があった場合に、双方が納得する条件に合意することを目的として、当該当事者間でその申出理由の合理性の有無や取引条件の設定・変更等に係る検討結果等について話し合うことである。

問11 「速やかに当該協議に応ずる」とはどのような意味か。

協議の申出に当たって取引の相手方から示された期限（社会通念上相当と認められるものに限る。仮に期限が示されなかった場合であっても、1箇月を経過してもなお協議が開始されない場合は、一般的には速やかに協議に応じたと言い難い。）までに、協議を開始することである（協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合も、努力義務違反となり得る。）。

当該期限の延長が必要な場合には、延長することの合理的な理由を取引の相手方に説明した上で、取引の相手方の理解を得ることが必要である。合理的な理由であるか否かについては、申出があった協議の内容（対象とする飲食料品等の品目・商品数、農産物の収穫時期等を含む。）、申出を受けた飲食料品等事業者等の他の取引先数（当該申出を受けて他の取引先との間でも協議が必要な場合）等を勘案して、農林水産省が総合的に判断する。

なお、取引の相手方が、取引条件に関する協議の申出をする際、その取り扱う飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示すことなく、希望する取引条件を一方的に提示してきた場合（価格交渉の申出があったが理由や根拠が説明されない場合等）には、当該協議に応じなかったとしても、努力義務違反には当たらない。

問12 「適切な頻度」とはどのような意味か。

飲食料品等の種類、取引の相手方と申出を受けた飲食料品等事業者等が希望する頻度、市場の状況等を踏まえて、個別に判断されるべきものであり、必ずしも取引の相手方が希望した頻度である必要はないが、定期的な協議の要請があったにもかかわらず、合理的な理由もなく次回以降の協議に応じない場合は努力義務違反となり得る。また、定期的な協議を希望する飲食料品等事業者等は、協議の際に次回協議の希望時期や定期協議の希望頻度を提示し、双方で合意を得ることが望ましい。

問13 努力義務違反となり得る事例として、どのようなものがあるか。

- ・コスト上昇等の根拠を示して取引価格を引き上げたいという協議の申出があったが、繁忙であることのみを理由に取り合わなかった。
- ・協議の申出があったので協議を開始する意思を示したが、協議の内容について上司に相談できていないことを理由に、合理的な期間を超えて協議を開始しなかった。
- ・協議を半年ごとに行うとの要請があったにもかかわらず、前回の協議から半年経過した後、合理的な理由なく協議に応じなかった。
- ・取引条件の協議において、取引価格を改定すること自体については合意したが、社内決裁等に時間がかかることを理由に、その取引価格の変更時期に係る協議の開始について、社内決裁に通常必要であると考えられる合理的な期間を超えて先延ばしにした。
- ・取引価格を引き上げたいという協議の申出があったが、競合他店舗の販売価格が上がるまでは協議に応じないと回答した。

(2) 資料の尊重（規則第25条第1号ロ）

規則第25条第1号ロは、取引条件に係る誠実協議に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項として、飲食料品等事業者等は、「取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、統計法（平成19年法律第53号）第2条第3項に規定する公的統計、法第42条第1項第1号に規定する指標（以下「コスト指標」という。）、行政機関が実施した調査の結果その他客観的な事実に基づいた情報であって公表されているものを用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重する」ことにより、法第36条第1号に掲げる措置を講ずるものとするとしている。

問14 「取引条件に関する具体的な根拠となる資料」とはどのようなものか。

取引条件に関する具体的な根拠となる資料（以下「根拠資料」という。）とは、コスト計算書のほか原料や資材メーカーからの値上げ通知など、「飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由」の具体的な根拠を説明することができる資料のことをいう。

問15 「合理的な根拠があるものとして尊重する」とはどのような意味か。

申出の内容に係る検討に当たって、根拠資料や公的統計等を用いた説明を十分に考慮することである。具体的な費用の内訳等を示した根拠資料を用いた説明に対してはもちろんのこと、公的統計等を用いた説明に対しても、一定の合理性があるものとして考慮する必要がある。

なお、合理的な根拠があるものとして尊重し協議をした結果、取引の相手方の希望どおりの取引価格や取引条件で決定されなかったとしても、実態を伴った協議の結果であれば、努力義務違反には当たらない。

また、根拠資料や公的統計等の資料を用いて説明している場合に、必要な限度において追加の情報を求めることは努力義務違反には当たらない。他方で、容易に算出することが困難なデータや提示のために過大な調査を要するデータ、営業上の秘密に当たる詳細な費用の内訳資料等の提出を求めるなど社会通念に照らして過度な負担を強いることは、協議の申出をすることに対する萎縮や協議の取下げにつながりかねない行為であり、努力義務違反となり得る。

問16 努力義務違反となり得る事例として、どのようなものがあるか。

- ・公的統計等を用いて原材料価格が高騰していることの説明がされたにもかかわらず、容易に算出することが困難な個別費用の内訳が記載されたデータを提出しなければ取引価格の値上げに係る根拠として取り扱わないと伝えた。
- ・協議に先立って、協議に応じる条件として、公的統計等は取引条件に関する合理的な根拠として取り扱わないという条件を設定した。
- ・個別にコスト上昇分を切り出して示すことが難しい場合に、公的統計やコスト指標等を用いた説明を受けたが、合理的な根拠がないものとして扱った。
- ・取引価格の値上げの理由として公的統計を添付した書面で協議の申出を受けたため、「頂いた資料を参考に値上げの可否を検討する」と述べたものの、当該資料の内容について何

ら検討せず、「価格は変えられない」との結果のみを伝えた。

(3) 一方的な決定の禁止（規則第25条第1号ハ）

規則第25条第1号ハは、取引条件に係る誠実協議に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項として、飲食料品等事業者等は、「当該飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方的に決定しない」ことにより、法第36条第1号に掲げる措置を講ずるものとするとしている。

問17 「一方的に決定する」とはどのような意味か。

協議において、協議の申出者の意向を無視して自身の都合のみによって取引条件を決定することである。この「決定」には、取引条件を変えることのほか、変えないこと（据え置くこと）も含まれる。

なお、協議の申出者が提示した取引条件で決定しなかったとしても、実態を伴った協議の結果であれば、一方的とは言えないため、努力義務違反には当たらない。

また、協議の申出者に対して、受け手側から合理的な説明を尽くしているにもかかわらず、申出者から合理的な反論を伴わずに延々と同じ要望が反復されるような場合には、申出のあった取引条件で決定しなくとも、努力義務違反には当たらない。

問18 努力義務違反となり得る事例として、どのようなものがあるか。

- ・原材料価格の高騰を受けて値上げに係る協議の申出を受けたが、一方的に取引価格を据え置いた。
- ・新規開店等のセール時に協賛金を要請したことに対して、協議の申出を受けたが、一方的に協賛金の支払の求めやその額の決定をした。
- ・センターフィー（※）の料率を上げるについて取引の相手方に伝えたところ、取引相手からその点について協議の申出を受けたが、改定した料率のセンターフィーを代金から一方的に差し引いて入金した。

（※） 小売等の配送センターに納入する際に支払うセンター使用料

- ・取引条件の協議において、取引の相手方が補助金を受け取っていることを理由として、一方的に納品価格を引き下げる決定をした。
- ・生鮮食料品に係る委託販売の受託者に対して、希望する販売価格の下限を提示したところ、受託者側から、市場の需要を根拠に取引条件に関する協議の申出を受けたが、一方的に上記販売価格の下限を押し付けた。
- ・取引条件の協議において、取引価格の変更には合意したが、その取引価格の変更の時期について、相手の求めに応じることなく、一方的に自らの都合を押し付けた。
- ・取引条件の協議において、取引価格の変更には合意したが、その取引価格の変更の時期について、競合他店舗の販売価格が上がったときとすることを一方的に決定した（競合他店舗の値上げ幅を参照して一方的に取引価格を押し付けるような場合も違反に該当。）。

3 商慣習等に係る検討・協力（法第36条第2号）

飲食料品等事業者等は、「取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行う」（以下「商慣習等に係る検討・協力」という。）よう努めなければならない。

なお、「商慣習等に係る検討・協力」を適確に実施しているかについては、「速やかに必要な検討及び協力をしているか」、「持続的な供給に資する取組の提案のみを理由とした不利益な取扱いをしていないか」等の規則第25条第2号及び第3号に掲げられた項目に基づいて判断することとしており、具体的には、後述の3（4）並びに4（5）及び（6）の判断基準を定めている。

問19 「飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案」にはどのようなものが含まれるか。

飲食料品等の安定した生産、製造、加工、流通又は販売を続けるために必要な改善提案をいい、具体的には商慣習に関する以下のような提案が想定される。ただし、これらに限られるものではないことに留意が必要である。

- ① 飲食料品等の発注から納品までの期間を十分に確保することに関する提案
- ② 商品特性を考慮せずに設定された3分の1ルール（※）の見直し等、飲食料品等の納品期限の緩和に関する提案
（※） 製造日から賞味期限までの期間の「3分の1」以内で納品を求める慣行をいう。
以下同じ。
- ③ 同一商品について、異なる賞味期限等が混合したものや、賞味期限等が既に納品した商品の賞味期限等以前のものの納品に関する提案
- ④ 欠品に伴う金銭的ペナルティ等の見直しに関する提案
- ⑤ 納品頻度の削減、発注単位（発注ロット）の見直しに関する提案
- ⑥ 需要に見合わない価格での販売委託の見直しに関する提案
- ⑦ 政府又は業界が定めるガイドラインにおいて推奨する標準仕様パレットその他の標準化された規格に適合するパレットの利用に関する提案
- ⑧ 飲食料品等の集出荷・配送に関する情報のデジタル化や標準化の実施に関する提案

問20 「提案」は書面で行う必要があるのか。

「提案」について特に方式の定めはなく、書面に限らず、口頭で行われたとしても提案があったものとして扱われるが、提案を行ったことが記録に残るよう、書面（電磁的記録を含む。）で行うことが望ましい。

（4）持続的な供給に資する取組の提案の速やかな検討及び協力（規則第25条第2号）

規則第25条第2号は、商慣習等に係る検討・協力に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項として、飲食料品等事業者等は、「取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行う」ことにより、法第36条第2号に掲げる措置を講ずるものとして定めている。

問21 「速やかに必要な検討を行う」とはどのような意味か。

持続的な供給に資する取組の提案に当たって取引の相手方から示された期限（社会通念上相当と認められるものに限る。仮に期限が示されなかった場合であっても、1箇月を経過してもなお検討の結果が説明されない場合は、一般的には速やかに必要な検討を行ったとは言い難い。）までに、検討を行い、その結果を説明することである。

当該期限の延長が必要な場合には、延長することの合理的な理由を取引の相手方に説明した上で、取引の相手方の理解を得ることが必要である。合理的な理由であるか否かについては、提案があった協議の内容（対象とする飲食料品等の品目・商品数、農産物の収穫時期等を含む。）、提案を受けた飲食料品等事業者等の他の取引先数（当該申出を受けて他の取引先との間でも協議が必要な場合）等を勘案して、農林水産省が総合的に判断する。

問22 「速やかに必要な協力をを行う」とはどのような意味か。

上記の検討の結果を踏まえ、提案内容のうち対応が可能なものについて、双方が合意した期限内又は相当期間内に取引の相手方から受けた当該提案内容に沿って行動することである。

なお、当然ながら、検討の結果、当該提案を受け入れられないことにつき合理的な理由を示して説明をした場合には、当該提案に沿った行動を行わなかったとしても努力義務違反には当たらない。

問23 努力義務違反となり得る事例として、どのようなものがあるか。

- ・ 3分の1ルールの見直しについて提案があったが、他社は3分の1ルールに則って納品していることのみを理由として、何ら検討することなく取り合わなかった。
- ・ 加工食品の発注から納品までの期間を延長することについて提案を受け、「検討結果は連絡します。」と回答したものの、数箇月が経過してもなお何ら連絡をすることなく従前どおり発注を行っている。
- ・ 納品頻度の低減に関する提案があり、まずは対応が可能なものについて実施することで双方が合意したが、数箇月が経過してもなお実行に移さずに従前どおり発注を行っている。

4 共通事項

規則第25条第3号は、前記2及び3のほか、法第36条第1号及び第2号に掲げる措置に共通して判断の基準となるべき事項を定めている。

（5）協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止（規則第25条第3号イ）

規則第25条第3号イは、取引条件に係る誠実協議及び商慣習等に係る検討・協力に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項として、飲食料品等事業者等は、取引の相手方から、その取り扱う飲食料品等の取引条件に関する協議の申出又は当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案（以下「協議の申出等」という。）がされた場合には、「協議の申出等のみを理由として、当該協議の申出等をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わない」ことにより、法第36条第1号及び第2号に掲げる措置を講ずるものとする定めている。

問24 「協議の申出等のみを理由として、…不利益な取扱いを行わないこと」とはどのような意味か。

協議の申出等をした事実のみを理由として、当該協議の申出等をした取引の相手方の利益を不当に害する行為をしないことである。

取引の相手方の利益を不当に害する行為には、取引数量の削減や取引の停止、合理的な範囲を超えて取引条件を厳しくすること等のほか、それらを行うことをほのめかすことにより、協議の申出等を取り下げさせることも、これに該当する。

他方で、例えば、取引条件の協議の結果を踏まえ、飲食料品等の価格を上げることによって販売数量が減少する見込みであることを理由とした合理的な範囲内での取引数量の削減等については、努力義務違反には当たらない。

問25 努力義務違反となり得る事例として、どのようなものがあるか。

- ・今までは言い値で取引（購入/販売）ができていたのに、取引価格の協議の申出をしてきたので、そのことのみをもって取引を止めると示唆し、協議の申出を取り下げさせた。
- ・欠品に伴う金銭的ペナルティの見直しの提案をされたが、同様の提案が他の取引相手からもされないよう、「そのような提案をする者と取引はできない。」と伝達して取引を停止した。

（６）協議の申出等の検討結果の説明（規則第25条第３号ロ）

規則第25条第３号ロは、取引条件に係る誠実協議及び商慣習等に係る検討・協力に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項として、飲食料品等事業者等は、取引の相手方から、協議の申出等がされた場合には、「取引の相手方から示された協議の申出等について、その検討結果及びその理由の説明その他必要な情報の提供を行う」ことにより、法第36条第１号及び第２号に掲げる措置を講ずるものとするとしている。

問26 「検討結果及びその理由の説明」とはどのような意味か。

協議の申出等について受入れの可否の回答をするだけでなく、受け入れられない取引条件等については、その理由を合理的な根拠と共に説明することである。

問27 「その他必要な情報の提供」とはどのような意味か。

前記の検討結果及びその理由の説明のほか、協議の申出等をした取引の相手方において当該検討結果等についての対応を検討するために必要な情報を提供することである。個別具体的になるため一概には言えないが、一般的には、協議の申出等を受け入れられない場合において、協議の内容に関する懸念点を説明することで新たな条件での提案を促すこと等がこれに該当する。

問28 努力義務違反となり得る事例として、どのようなものがあるか。

- ・取引価格を引き上げたい旨根拠を示して協議の申出があつたが、「社内で検討した結果、据え置きとすることに決定したので、受入れ不可。」との結論のみ回答し、その理由等に

ついて何ら説明しなかった。

- ・飲食料品等の発注から納品までの期間の延長について提案をされたので、内部で検討を行ったが、「他社も同じ期間で対応してもらっているので無理です。」と回答したのみで、対応できない理由について合理的な説明を一切しなかった。

5 その他

問29 コスト指標を下回る価格で取引が行われた場合、フードGメンによる指導・助言等の対象になるのか。

取引価格がコスト指標の水準を下回ったからといって、直ちにフードGメンによる指導・助言等の措置の対象となるものではない。

また、コスト指標を合理的な根拠があるものとして尊重し協議をした結果、取引の相手方の希望どおりの取引条件で決定されなかったとしても、実態を伴った協議の結果であれば、努力義務違反には当たらない。